

立教大学コミュニティ福祉学部・研究科 研究倫理委員会運営規定

第1条【研究倫理委員会の設置】 立教大学コミュニティ福祉学部・研究科（以下、「学部・研究科」と記す。）は、「立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理指針」（以下、「倫理指針」と記す。）を的確に運用するために、教授会のもとに研究倫理委員会（以下、「委員会」と記す。）を設置する。

第2条【趣旨】 委員会は、学部・研究における倫理指針の遵守を促し、違反行為を防止することを主たる目的とするが、もし倫理指針に違反する行為が生じた場合、本運営規定（以下、「運営規定」と記す。）に定められた手続き等を速やかにおこなうものとする。なお運営規定を作成するにあたって、「立教大学現代心理学部心理学研究倫理委員会規定」（2007年4月1日施行）および「日本社会福祉学会 研究倫理委員会規定」（2008年1月1日施行）を主たる典拠とした。

第3条【委員会の構成】 委員会は次の構成委員をもって組織する。

- (1) コミュニティ福祉学部学部長・研究科委員長（以下、「学部長」と記す。）の指名する委員長1名をおく。
- (2) 委員（以下、「委員」と記す。）は若干名とし、委員長と協議の上、学部長が指名する。
- (3) 委員長および委員の任命にあたっては、教授会の承認を必要とする。
- (4) 委員長および委員の任期は2年とするが、再任を妨げない。

第4条【委員会の運営】 委員会は、委員長が召集する。

2. 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
3. 議決にあたっては、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし可否同数のときは、委員長の裁定するところによる。

第5条【委員会の業務】 委員会は第1条に基づき、以下の各号に掲げるものを主たる業務とする。

- (1) 学部・研究科に所属する者から申請された、研究計画や研究成果物をめぐる倫理指針準拠保証書の作成。
- (2) 第14条にて定義する違反事項への調査および報告書の作成。
- (3) その他、倫理指針の改正に関する事項など、教授会や委員会が必要と認める業務。

第6条【倫理指針準拠の保証書】 委員長は、次の各号に掲げる目的のための請求がなされた場合、委員会の審査結果に基づく倫理指針準拠保証書等を発行することができる。

- (1) 学術雑誌等への投稿に際して、倫理指針準拠保証書等の提出を求められる場合。
- (2) 研究機器・薬品等の購入・使用に際して、倫理指針準拠保証書等の提出を求められる場合。
- (3) その他、研究計画ないし研究成果物に関して、倫理指針準拠保証書等が必要とされる場合。

第7条【審査の申請】 申請者は、審査申請書（別記第1号様式）を委員長宛に提出する。

2. 委員長は、前項の申請がない場合でも、必要があると認めるときには、研究計画または公表を予定する研究成果物について、申請書の提出を求めることができる。
3. 委員長は、前2項に基づく申請について、速やかに委員会に諮問するものとする。

第8条【倫理指針準拠の審査】 委員会は、研究計画や研究成果物をめぐる倫理指針準拠の保証を、学部・研究科に所属する者から申請された場合、倫理指針に則しているか否かの審査にあたる。

2. 査読等の予備審査は、申請された計画や成果物の領域に近い学部・研究科の構成員1名に委託することを原則とする。その際に謝金等は考慮しない。学部・研究科の倫理的水準を高めることは、すべての構成員に課せられたものだからである。
3. 当該領域に近い構成員が存在しない場合には、学部・研究科外の人員に査読を託すこともあり、その際に謝金等が発生する場合は、学部・研究科にて予算措置をおこなう。
4. 審査にあたっては、倫理指針全般に依拠しているか否かを問うが、ことに以下の各号に掲げる事項に留意する。
 - (1) 研究の対象となる個人や組織、地域の構成員に対する人権擁護。
 - (2) 対象となる個人や組織・地域の構成員に関して、研究によって生じうる不利益や危険性の回避。
 - (3) 研究の目的や手続きに関して、対象となる個人（必要な場合はその家族・遺族または保護義務者）や組織・地域の理解を求め、同意を得る手続き。
 - (4) その他委員会において、倫理上の配慮が必要と認められる事項。

第9条【倫理指針準拠を保証する審査の手続き】 審査の申請がなされた時、委員長は速やかに委員会を招集して査読等の予備審査にあたる物（原則として1名）を決定し、査読等の調査依頼をおこなう。

2. 委員会での最終審査は、査読等の予備審査の結果報告をもとに審議し、出席委員の3分の2以上の合意を必要とする。
3. 審査の最終決定を下すまでの期間は、400字詰め原稿用紙100枚につき1か月をおおよその目安とする。

4. 最終審査の結果は、次の各号に掲げる表示によっておこなう。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 加筆修正ないし再手続きの勧告
- (4) 不承認

第10条【判定の通知】 委員等は、審査終了後、直ちに当該申請者に対して審査結果通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2. 前項の通知にあたり、判定が第9条第4項の第2号、第3号、第4号のいずれかに該当する場合、審査結果通知書に理由等を明記しなければならない。

第11条【異議の申立】 申請者は、第10条第1項による通知に対して異議のある場合、一回を原則として再審査を求めることができる。この場合、審査結果通知書を受領した日の翌日から14日以内に、異議の根拠となる資料等を添付のうえ、異議申立書（別記第3号様式）を学部長に提出することとする。

2. 学部長は、異議申立書を受領した後、速やかに委員長に対して、委員会において再審査するよう依頼する。

3. その際、委員会は、初回の査読等の予備審査を担当した者とは別個の者に、改めて査読等の予備審査を依頼する。

4. 委員会は、上項に定めた予備審査の結果をもとに、再審査をおこなう。

5. 委員長は、再審査の終了後、直ちに当該申請者に対して、再審査結果報告書（別記第4号様式）により通知するものとする。

6. 再審査の結果は、次の各号に掲げる表示によって行う。

- (1) 承認
- (2) 条件つき承認
- (3) 加筆修正ないし再手続きの勧告
- (4) 不承認

第12条【研究計画の変更時】 申請者が途中で研究計画を変更しようとする場合には、遅滞なく研究計画変更届（別記第5号様式）を委員長に提出しなければならない。

2. 委員長は、前項の報告について必要性を認めるときは、委員会を招集して審議をおこなう。

3. 委員長は、審査終了後、直ちに当該申請者に対して審査結果通知書（別記第6号様式）によって通知するものとする。

4. 申請者は、第12号第3項による通知に対して異議のある場合、一回を原則として再審査を求めることができるものとし、その際の手続きは、第11条に準ずることとする。

第13条【第三者による倫理指針違反の申立】 学部・研究科に所属する者の調査・研究・教育課程ないし研究成果物に対して、第三者から倫理指針違反の疑義が出された場合、委員会は、第5条第1項第2号に記された業務を速やかに果たさなければならない。

2. その際の「倫理指針違反行為」（以下、「違反行為」と記す。）は、原則として第14条に掲げられた各号に該当するものとする。

第14条【違反行為の定義】 違反行為とは、研究・教育の過程、および研究成果を論文等として執筆したり公表する過程において生ずる、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 研究や教育をおこなう過程において対象となる人間や組織・地域の人権や名誉を傷つける行為・機密事項の漏洩、ハラスメント行為。
- (2) 研究成果を論文等として執筆したり公表するさいのデータ、情報、調査結果等の捏造や改竄。
- (3) 研究成果を論文等として執筆したり公表するさいの匿名性保持への違反。
- (4) 先行研究からの盗作もしくは剽窃。
- (5) 上記第1号から第4号に準ずる第三者が判断した行為。
- (6) 前各号に掲げる行為を疑われた証拠の隠滅または調査への妨害。

第15条【違反行為の申立】 違反行為を発見した者、または違反行為の疑義を覚えた者は、顕名を原則とする申立書を学部長ないし委員長に提出することができる、申立書の書式は特に定めない。

2. 学部・研究科に所属する者は、前項の申立をおこなう権利を有するとともに義務を負う。
3. 匿名による申立があった場合の取り扱いは、学部長の判断に委ねる。
4. 違反行為の申立をした者に対して、申立を理由として不利益を被らないよう、最大限の配慮を施さなければならない。

第16条【違反行為の疑義をめぐる審査の手続き】 審査の申立がなされた時、委員長は速やかに委員会を招集して、違反行為の有無を審査する手続きに入ることとする。

2. 委員会は、前項の審査のために、特別調査委員会を設置する。
3. 原則として特別調査委員会のメンバーは3名とし、委員会から1名、委員会以外の学部・研究科の構成員から2名を委員長が指名する。
4. 特別調査委員会の委員長は、当該委員会の互選によるものとする。
5. 特別調査委員会は、必要に応じて、学部外の研究者を特別委員として招聘することができる。
6. 特別調査委員会の設置、および構成メンバーの決定には、教授会の承認を必要とする。
7. 特別調査委員は、必要に応じて、疑義を申し立てられた者、および疑義を申し立てた者から別個に事情聴取することができる。

8. 委員会は、特別調査委員会からの報告書を受けて、最終決定を下すものとする。
9. 審査の最終決定を下すまでの期間は、400字詰め原稿用紙200枚につき1か月をおおよその日途とするが、急を要する場合にはこのかぎりではない。
10. 最終報告書は、特別調査委員会の報告書をもとに審議を重ねた上で、委員長が指名した委員が作成する。
11. 最終報告書を議決するにあたっては、出席委員の3分の2以上の合意を必要とする。
12. 委員長は、審査の終了後、速やかに審査結果を学部長を通して教授会に報告する。

第17条【不服の申立】 違反行為と教授会にて裁定された者は、一か月以内を原則として、学部長ないし委員長に、根拠となる資料等を添付のうえ、不服の申立をおこなうことができる。

2. 不服の申立がなされた場合、委員会は、速やかに再審査をおこなうものとする。
3. 再審査を始めるにあたって、委員会は、すでに設置された特別調査委員会に新たに2名を加え、再調査を依頼する。
4. 再審査の過程は、第16条第4項～第11項に準ずるものとする。
5. 委員長は、再審査の終了後、速やかに再審査結果を学部長を通して教授会に報告する。

第18条【守秘義務】 委員会の委員は、第16条・第17条に基づいて設置される特別調査委員会の委員も含め、調査・審査の過程で知り得た秘密を不必要に漏洩してはならない。

2. 審査の経緯は記録として保存するが、公表しないことを原則とする。

附則

1. 運営規定の改正は立教大学コミュニティ福祉学部教授会の審議を経て、学部長がこれをおこなうものとする。
2. 運営規定は2009年6月24日をもって施行する。